



第1編 民法

↑能力

第1回

1 3種類の能力

■能力には、① **あ**、② **い**、③ **う** の3種類がある。

(図解パネル **1 2 3 4**)

2 権利能力の例外

■ **え** については、① **お** による **か** の請求(図解パネル **5**)、② **き** による財産の取得(図解パネル **6**)、③ **く** による財産の取得に関しては、**権利能力を有するものとみなす**。

※遺贈とは、遺言により財産を無償で与えること。

3 制限行為能力者制度

■制限行為能力者とは、単独で完全に有効な法律行為(契約など)をすることができない、民法上、定められている行為能力を有しない人達のことである。

(図解パネル **7 8 9 10**)

(1) 未成年者

■年齢 **け** の者を未成年者といい、**こ** すると **さ** とみなされる。

(注)その後**20歳前**に **し** しても **す** のまま。

■未成年者が法定代理人の **せ** に行った行為は、未成年者 **そ** 又は法定代理人は **た** ことができる。(法定代理人が **ち** しなかった時も同様)

(図解パネル **11**)

<例外>①単に **つ** を得、**て** を免れる行為。

(負担付でない **と** や借金の **な** など)(図解パネル **12**)

(注)債務の **に** を受けることは、未成年者単独ではできない。

あ/権利能力 い/行為能力 う/意思能力 え/胎児 お/不法行為 か/損害賠償 き/相続
く/遺贈 け/20歳未満 こ/婚姻 さ/成年者 し/離婚 す/成年者 せ/同意なし そ/本人
た/取り消す ち/代理 つ/権利 て/義務 と/贈与 な/免除 に/弁済

② **あ** を許された財産の **い** 行為。

(おこづかいなど)

③ **う** 許可を受けた場合の営業上の行為。

←営業の **え** は、単独で不可

←許可**取消し**により許可の効果は消滅する

■未成年者の法定代理人には、**お** 権・**か** 権・**き** 権・**く** 権がある。

※追認とは、取り消すことができる行為を取り消さないものと決める意思表示のこと。

(図解パネル **13**)

<取消しと無効の意味>

「取り消すことができる」というのは、**取り消すまで一応 **け**** ということ。

「無効」というのは、**最初から **こ** は **さ**** ということ。(図解パネル **14**)

<制限行為能力者が取り消した後の取得した物や金銭について>

し を**返還**すればよい。但し、**す** として使った分は**全て返還**。

知識整理&落書きスペース

あ/処分 い/処分 う/営業 え/範囲外 お/代理 か/同意 き/追認 く/取消 け/有効
こ/効力 さ/ない し/現存利益 す/生活費